

次回期日令和4年9月1日午前10時30分

令和3年（行ウ）第10号 公金支出返還等請求事件

原告 外4名

被告 香川県知事 浜田恵造

令和4年 月 日

準 備 書 面（4）

高松地方裁判所民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告らは、補助参加人ら提出令和4年6月2日付準備書面（1）に対して、以下のとおり主張を行う。

目 次

第 1	「第 1 はじめに」について	3 項
第 2	「第 2 委任契約締結及び契約内容決定の経緯について」について	3 頁
第 3	「第 3 結語」について	1 9 頁

第1 「第1 はじめに」について

1 1項について

(1) 第一段落について

補助参加人らの主張は争う。

(2) 第二段落について

補助参加人らの主張は争う。

2 2項について

補助参加人らの主張は争う。

第2 「第2 委任契約締結及び契約内容決定の経緯について」について

1 1項について

別件訴訟の経緯は特段争わない。

2 2項について

(1) 第一段落について

ア 補助参加人らの主張は争う。

イ 補助参加人は、「そもそも香川県が訴訟代理人をどのように選任し委任するのか、その訴訟の内容等を勘案したうえで自由に決定すべきもので、行政庁は広汎な裁量権を有するものである。」と主張する。

しかしながら、地方財政法4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

そして、地方財政法4条1項について地方財政法の注釈書（甲51号証32頁）には、「すなわち、予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するように努めるべきことは、執行機関に課せられた当然の義務である。」と記載されている。

すると、補助参加人らが主張するように、「行政庁は広汎な裁量権を有する」ものではないことは明白である。

ウ 補助参加人らが主張するように、「行政庁は広汎な裁量権を有する」ものではないことは、以下で引用する判例法からも明白である。

東京高裁平成16年9月15日判決（一審判決は千葉地裁平成15年12月26日判決）は、別件住民訴訟で被告となった市議員Bらが勝訴した場合において、その別件住民訴訟において、市が市議員Bらの弁護士費用を補助金として支出したことが違法とされた事案である。同判決では、「地方自治法232条の2に基づく地方公共団体による弁護士費用の支出」の評価について、以下のとおり判示されている。

「以上のとおり、別件住民訴訟におけるBらの訴訟活動等を通じて、本件視察旅行の参加負担金及び旅費の支出という財務会計行為の適法性がある程度明らかになったということはできる。しかし、本件視察旅行は、具体的な政策立案等の必要から企画実行され、その成果が議員活動等として実践されたというようなものではなく、一般的な観光旅行の色彩を払拭し得ない相当性に欠ける側面があったものであって、これを違法な財政会計行為であるとして提起された別件住民訴訟において、被告とされたBらが訴訟活動をしたことについて、住民全体の福祉の増進に対して寄与があり、公益上の必要性があるとして補助金を支出することには、根本的な疑問がある。Bらの訴訟活動等によって、同人らが市に対し不当利得返還債務を負っていないことが判決により認められ、また、Aの訴訟活動等によって、自らが当該職員に当たらないことが判決によって明らかになったことがその核心であり、これらはいずれも主に同人ら固有の法的な問題に関わる事項である。

以上のほか、本件補助金の支出額、旧法242条の2第8項及び法232条の2の各規定の趣旨等を併せて考えると、本件補助金の支給について、公益上の必要性があるものとは認められず、裁量権の逸脱、濫用があるものというべきである。

控訴人は、本件補助金の支給につき公益上の必要性があることの根拠として、

Bらの訴訟活動により、本件視察旅行の参加負担金及び旅費の支出という財務会計行為の適法性が明らかになり、ひいては、Bらの本件視察旅行への参加という適法な職務執行行為について、住民が違法なものという誤った認識を持つことを阻止し、市政に対する信頼を維持できたことを挙げる。しかし、本件視察旅行の評価は上述のとおりであり、Bらは、当該行為の相手方として被告とされたことから、自らの主張立証を行うために訴訟活動をしたものであって、その結果判決により、当該財務会計行為の適法性が当該事案について明らかになったからといってそれが住民全体の福祉の増進にとって特段の意義があるとは考えられない。」

このように、東京高裁平成16年9月15日判決は、弁護士費用の支出が地方自治法232条の2の「公益上必要がある場合」を充たすためには、支出を行った地方行政団体の利益が増進したことでは足りず、「住民全体の福祉の増進にとって特段の意義があることが必要」とされたものである。

すると、地方自治法232条の2の寄附又は補助として適法であるためには「公益上の必要があること」が必要であることからしても、寄附や補助ではない、地方公共団体自らのための支出についても、当然に「公益上の必要があること」が適法とされるための要件であることは明白である。

この点につき、最高裁平成18年12月1日判決は、市長の列席した会合への祝金の支出について、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されるが、このことを目的とすると客観的にみることができず、または社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、その費用を支出することは許されないと判示している。最高裁平成18年12月1日判決の立場は、地方公共団体の費用の支出として適法であ

るためには、「住民の福祉の増進を図ること」が目的として必要であり、「このことを目的とすると客観的にみることができない場合」は、費用を支出することは許されない（違法となる）と判示したものである。

最高裁平成18年12月1日判決が「住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすためであることを目的とすると客観的にみることができること」を「公金の支出の目的」を公金の支出の適法性の要件としていることは、公金の支出が形式的には地方公共団体名義で行われても、実質的にはそれが地方公共団体に与えられた裁量の逸脱や裁量の濫用により行われたような場合には、公金の支出が違法となることを意味している。

すると、別件訴訟の被告香川県による弁護士3名への本件着手金の支出及び本件報酬金の支払の合意が、地方公共団体の費用の支出として適法となるためには、それにより別件訴訟の被告香川県の利益が増進したことでは足りず、それにより「香川県の住民の福祉の増進を図ること」が目的であると「客観的にみること」ができることが要件として必要であり（最高裁平成18年12月1日判決）、それにより「香川県の住民全体の福祉が増進されたこと」も要件として必要である（東京高裁平成16年9月15日判決）。

この点につき、①本件条例が香川県民の基本的な人権や人格的な利益を侵害する内容であり、②さらには本件条例が明白性の原則に反して文面上無効であると同時に、漠然性故に無効の法理の適用により文面上無効であり、憲法に違反していることは、原告らが既に主張したとおりである。

また、本件条例が合憲であるためには、科学的根拠が立法事実として存在していることが必要であるが（甲35ないし甲37）、本件条例には立法事実となる科学的根拠は存在していないことも、原告らが既に主張したとおりである。

さらに、本件条例には立法の過誤（ミス）が存在していることも、原告らが既に主張したとおりである。

加えて、本件条例は、その内容が違憲であるだけでなく、甲14号証に記載されているとおり、別件訴訟で被告香川県が本件条例の科学的根拠として引用している（甲34号証の7～8頁ウ）樋口進医師は、「定義をもとにゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだ」「取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。問診を重ね、自分の問題であることを理解し、自らがゲームの時間を減らし、完全停止を決断させる。それに向けて努力を尽くすことが、主な治療になる。」と述べているのである。

すると、本件条例は、単に内容が憲法に違反しているだけでなく、本件条例18条によりコンピュータゲームについての時間制限やスマートフォン等について、樋口進医師が「一番してはならない」と述べている「スマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断すること」を香川県民に努力義務として課しているものであるから、本件条例が香川県民の福祉や健康を害する内容であることは明白である。

そして、別件訴訟の被告香川県は、憲法に違反する内容の本件条例を制定し、その後地元の香川県弁護士会会長による「本件条例が違憲であり、ただちに改廃を求める」内容の声明が出たにも拘わらず（甲7）、本件条例を一切改廃しないまま、さらには、パブリックコメントの手續に不正があったのではないかと指摘がマスコミにより大きく報道されていたにも拘わらず（甲16ないし甲28）、また香川県議会の3つの会派が「検証委員会」の設置を求めていたにも拘わらず（甲64）、その調査を一切行わないまま、「本件条例の改廃を求めるために提訴された」別訴訟に応訴した上で、「本件条例が合憲である」と主張する目的で（甲2号証3枚目から4枚目の「（起案理由）」「2項(2)委任理由」）、3名の弁護士に対して本件着手金を支払い、本件報酬金の合意を行ったのであるから、そのような本件着手金の支払いと本件報酬金の支払の合意が、適法であるために必要な、「香川県の住民の福祉の増進を図ること」

が目的であること「客観的にみること」ができることの要件と（最高裁平成18年12月1日判決），それにより「香川県の住民全体の福祉が増進されたこと」の要件を（東京高裁平成16年9月15日判決）いずれも満たしていないことは明白である。なぜならば，本件条例が改廃されなければ，「香川県民の基本的人権や人格的な利益の違憲な侵害」が継続されるだけでなく，「コンピュータゲームの時間制限やスマートフォン等の時刻制限により，香川県民に害が与えられる状態」が継続されることになるからである。

よって，別件訴訟の被告香川県による3名の弁護士への本件着手金の支払いと本件報酬金の支払の合意は，香川県に与えられた裁量権を逸脱・濫用したものであることは明白であり，それが違法であることも明白である。

そして，本件住民訴訟において，その別件訴訟の被告香川県による3名の弁護士への本件着手金の支払いと本件報酬金の合意が，香川県に与えられた裁量権を逸脱・濫用したものであるか否かの評価を行うことができることは，上で引用した最高裁平成18年12月1日判決及び東京高裁平成16年9月15日判決からも明白である。

エ なお，補助参加人らが「行政庁は広汎な裁量権を有する」と主張することに対応するように，本件訴訟の被告は，「香川県には憲法32条により裁判を受ける権利が保障されている。」と主張している（被告提出準備書面（1）の2頁。本書面3頁才においても同様の主張が行われている。）「香川県は，憲法32条により，訴訟の目的たる権利関係について裁判を受ける権利を保障されているところである。」（被告準備書面（1）2頁（4））「憲法32条の保障するところに従い，」（被告準備書面（2）3頁才）。

しかしながら，憲法が基本的人権を保障している対象は「国民」であって，地方公共団体である香川県は保障の対象ではない（それは，憲法99条が規定する公務員の憲法尊重養護義務から明白である。地方公共団体である香川県は，基本的人権を享受する立場にはなく，基本的人権を侵害・制約しないよう行動

する義務を憲法 99 条により負っているのである。)。本件訴訟における被告の主張は、まずもって「憲法が保障する基本的人権」についての誤解があることは明白である。その被告の主張の誤解は、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）や本件報酬の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払）が、「憲法が保障する基本的人権」についての誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて行われたことを如実に物語っている。

すると、補助参加人は「行政庁は広汎な裁量権を有する」と主張するものの、香川県は、自らは人権享有主体ではないのに、人権享有主体であるという誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて公金（税金）を用いて本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）を行い、また本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払）をしたのであるから、その支出や合意が違憲であることは明白である。

以上により、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払）は、憲法 32 条及び憲法 99 条に違反した違憲のものである。そして憲法 98 条 1 項により「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているのであるから、香川県による本件着手金の支出及び本件報酬金の支払の合意が無効（「その効力を有しない。」）ことも明白である。

また同時に、本件着手金の支払い（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払）が、地方財政法 4 条 1 項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため」の規定が当然の前提とする「憲法に違反しない目的」にも違反していることは明白である。

(2) (1) について

ア 第一段落について

(ア) 補助参加人らの主張は争う。

(イ) 原告らが既に主張したとおり、本件条例は憲法に違反する違憲の存在であり、憲法 98 条 1 項により「その効力を有しない。」存在である。

そして、本件条例が立法事実としての科学的根拠を有しないことや憲法に違反する内容であることは、本件条例の制定前に、報道を通じて指摘がされていた（甲 40 号証の本件条例の制定に関わった高田良徳香川県議会議員が、自身のフェイスブックに書き込んだ令和 2 年 1 月 21 日付記事にも、本件条例制定前の段階で、「そして、「個人の時間の使い方の規制は人権問題だ。」という意見です。」「またネット・ゲーム依存症の定義についても、「県条例で依存症という病気を定義し、それをもって規制するのは条例の範囲を超えている」との意見もありました。」との指摘がされていたことが記載されている。また、本件条例の制定前の令和 2 年 3 月 15 日に公表された、ヤフーニュース掲載の記事「香川ゲーム規制条例案 パブコメの件数が語る"真意"」（甲 19）においては、「一言でまとめると、この条例案は、各専門家が疑似科学として否定したはずの「ゲーム脳」の理論を持つ議員が推し進めていることです。条例には罰則規定はないのですが、成立すれば影響はあるわけで、さらに他県の条例にも波及する可能性があることです。」と記載されていた。）。)

さらには、本件条例制定前に行われたパブリック・コメントに不正があったのではないかと、との指摘も、本件条例の制定前の段階で、既に大きく報道がされていた（甲 16 ないし甲 22。仮に報道のとおり、パブリック・コメントに不正があった場合には、本来「多数意見」とされたはずの意見が、不正によって「少数意見」とされた可能性があるのであるから、別訴訟の被告香川県としては当然その調査を行う義務がある。それは民主主義のプロセスに瑕疵が存在しないことの確認と、民主主義のプロセスの透明性の保持のために必要であったことは明白である。それは、最高裁大法廷昭和 37 年 5 月 30 日判決が、「地方公共団体の制定する条例は、憲法が特に民主主義政治組織の欠くべからざる構成として保障する地方自治の本旨に基づき（憲法 92 条）、直接憲法 94 条

により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法に外ならない。」と判示していることから明白である。) 。

以上からすると、別件訴訟の被告香川県には、本件条例を立法してはならない義務があったことは明白である。

(ウ) さらに、本件条例の制定後には、本件条例が憲法に違反すると同時に、立法事実としての科学的根拠を有しないことから、ただちに本件条例を改廃することを求めた令和2年5月25日に「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」に対する香川県弁護士会長声明が発表された(甲7)。

そして、本件条例制定後には、パブリックコメントの手續に不正があったのではないかとの指摘がマスコミにより大きく報道されていたり(甲16ないし甲28)、また香川県議会の3つの会派が「検証委員会」の設置を求めていた(甲64)。

それらの点からすると、別件訴訟の被告香川県としては、やはりパブリック・コメントについての調査義務が存在したことは明白であるし、憲法に違反し立法事実としての科学的根拠を有しない本件条例の改廃義務があったことは明白である。

(エ) そして、別件訴訟の被告香川県には、顧問弁護士がいる(甲2号証4枚目。補助参加人提出令和4年6月2日付準備書面(1)3～4頁には、顧問弁護士の方について「行政法に造詣が深い」と記載されている。) 。別件訴訟の被告香川県としては、①本件条例制定前の段階と、②本件条例制定後別訴訟提起前の段階で、顧問弁護士に対して、上で原告らが指摘した①本件条例は憲法に違反するか、②本件条例は立法事実としての科学的根拠を有するか、③パブリック・コメントに不正があるのではないかとの指摘がされている点について調査を行うべきか、について、法律の専門家としての助言(法的な助言)を求めることができた。また、顧問弁護士はそれに対して、法律の専門家としての意見(法的な意見)を述べることができた。

ところが、別件訴訟においても、本件訴訟においても、別件訴訟の被告香川県が顧問弁護士に対して法的な助言を求めたとの主張・立証も、顧問弁護士がその求めに対して法的な意見を述べたとの主張・立証も、何も行われていないのである。それは、別件訴訟の被告香川県が、法律の専門家である顧問弁護士に対して、法的な助言を求めることなく、自らの意思と判断にのみ基づき、本件条例を制定し、かつ改廃しなかったことを意味している。

(オ) すると、本件条例を制定したことと、本件条例を改廃しなかったことについての国家賠償法上の違法性を問う別訴訟が提起されたのは、別件訴訟の被告香川県が、憲法と民主主義を軽視した結果自ら招いた事態であることは明白である。そのような事態を招いた別件訴訟の被告香川県が、応訴が必要となったからとして別件訴訟に争う目的で3名の弁護士に対して公金（税金）を支出して本件着手金を支払い、本件報酬の支払いの合意を行うことが、別件訴訟の被告香川県がに与えられた裁量の逸脱濫用であり違法であることは明白である。

(カ) ちなみに、別件訴訟において原告らは、本件条例の改廃を求めていたのであるから、別件訴訟の被告香川県としては、別件訴訟が提起されたことを契機として、本件条例を改廃する方針を決めれば、別件訴訟において円満な和解ができたのである。それも、別件訴訟の被告香川県が顧問弁護士に法的な助言を求めれば、当然顧問弁護士から法的な回答が得られたはずである。その点においても、別件訴訟の被告香川県が、公金（税金）を支出して本件着手金を支払い、本件報酬の支払いの合意を行うことの必要性がなかったことは明白である。

(キ) なお、高知地裁令和4年4月26日判決（被告東洋町、高知地裁令和2年（ワ）第133号 損害賠償請求事件）においては、被告は訴訟代理人弁護士を委任することなく、指定代理人（地方自治法153条1項）により訴訟の対応を行っている。その点においても、別件訴訟の被告香川県が、公金（税金）を支出して本件着手金を支払い、本件報酬の支払いの合意を行うことの必要性がなかったことは明白である。原告らが上で指摘した事情を踏まえると、それは明白

である。

イ 第二段落について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

ウ 第三段落について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

(3) (2)について

ア 第一段落について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

イ 第二段落について

(ア) 補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

(イ) なお、補助参加人らは、「特に、別件訴訟においては、(中略)、⑤その他、種々の憲法論・法律論と、争点が複雑・困難かつ多岐に渡っていたため、通常の行政訴訟に比して、対応の困難さが相当程度想定された。」と主張する。

また、補助参加人らは、「そのため、通常の行政訴訟に比して、対応の困難さが相当程度想定された。そのため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から、事務分担を行うことが必要と考えられたことから、それらの各分野に造詣の深い弁護士をそれぞれ選任し、複数人で対応することが、適切な訴訟対応のためには必要不可欠だと判断されたのである。」と主張する。

さらに補助参加人らは、「言うまでもないことであるが、原告又は被告の一方の代理人の数により他方の代理人の数により他方の代理人の数が制限されるような特段の定めはどこにも存在していない。」と主張する。

しかしながら、別件訴訟で被告香川県は、「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行ったのであるから（甲 30）、国家賠償法に基づく賠償請求事件である別件訴訟においては、仮に弁護士が必要であるとしても、1 人の弁護士が「本件条例は努力義務を課したにすぎない。よって原告らには具体的な権利侵害がない。請求は棄却されるべきである。」と主張すれば足りたのである。さらに言えば、上でも述べたとおり、本件条例が努力義務を課した内容にすぎず、香川県には既にガイドラインとして「さぬきっ子の約束」（甲 60）が存在していたのであるから、別件訴訟の被告香川県としては、別件訴訟が提起されたことを契機として、本件条例を改廃すれば足りたのである（本件条例が憲法に違反しており、別件訴訟の被告香川県は本件条例の改廃義務があったことは、原告らが本件訴訟で主張したとおりである。）。本件条例が努力義務を課す内容にすぎないのであるから（甲 30）、それを改廃することで、何ら別件訴訟の被告香川県には不利益は生じないのである。

逆の言い方をすれば、別件訴訟の被告香川県が公金（税金）を支出して本件着手金の支払い（3 名合計 1 6 1 万 7 0 0 0 円（税込））と本件報酬金の支払いの合意を行ったことで、香川県民が得た「利益」は「0 円」（何もない）なのである。

(ウ) 以上からすると、別件訴訟の被告香川県が、公金（税金）を支出して本件着手金の支払い（3 名合計 1 6 1 万 7 0 0 0 円（税込））と本件報酬金の支払いの合意を行ったことが、地方財政法 4 条 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」に違反していることは明白である。そしてそれは、地方財政法 4 条 1 項について地方財政法の注釈書（甲 51 号証 32 頁）には、「すなわち、予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するように努めるべきことは、執行機関に課せられた当然の義務である。」と記載されていることから明白である。

(エ) 付言すると、原告らは、なぜそこまでして「努力義務」を課すにすぎない本件条例（甲 30）を守らないといけないのかが、全く理解できない。

補助参加人らは、「そのため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から、事務分担を行うことが必要と考えられたことから、それらの各分野に造詣の深い弁護士をそれぞれ選任し、複数人で対応することが、適切な訴訟対応のためには必要不可欠だと判断されたのである。」と主張した。3名の弁護士によりそこまでの対応を行い、さらには多額の公金（税金）を支出してまで守ろうとしたのが、単なる「努力義務」を課す本件条例である（甲 30）。「努力義務」を課す本件条例（甲 30）に、多額の公金（税金）を支出するなど、まさに公金（税金）の無駄遣いそのものである（その公金（税金）はまさに、香川県民が汗水流して働いた結果収めた税金である。しかもその公金（税金）の支出は、コロナ禍の香川県民の経済生活が非常に苦しい中で行われたものであったことから、それは明白である。）。

原告らは、別訴訟の被告香川県が、一体何を守ろうとしているのかが、今の段階に至っても、全く理解できないのである。それは、本件条例が、民主主義的プロセスで表明された香川県民の意思（条例制定を必要とする香川県民の意思）に支えられていないということである。

最高裁大法廷昭和 37 年 5 月 30 日判決は、「地方公共団体の制定する条例は、憲法が特に民主主義政治組織の欠くべからざる構成として保障する地方自治の本旨に基づき（憲法 92 条）、直接憲法 94 条により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法に外ならない。」と判示した。この最高裁判例の立場からしても、本件条例が、憲法が念頭においている民主主義的プロセスで表明された香川県民の意思（条例制定を必要とする香川県民の意思）に支えられていないことは明白である。

(4) (3)について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

3 3 項（委任契約の内容の決定について）について

(1) 第一段落について

補助参加人らの主張は争う。

(2) (1)について

ア 第一段落について

補助参加人らが所属する各弁護士事務所の報酬基準の定めに従えば，別件訴訟の経済的利益の額を別件訴訟において請求額とされている160万円と算定することになる，との点は，原告らが主張しているとおりである。

イ 第二段落について

補助参加人らの主張は争う。

「それらに見合う額まで増額することが出来る旨の定め」（甲2）は，宮崎浩二法律事務所の報酬基準でいえば，第14条2項（1）（2）であるが，別件訴訟はそのいずれにも該当しないことは，原告らが既に主張したとおりである（他の2名の弁護士の弁護士事務所の報酬基準も同様である。）。

(3) (2)について

ア 第一段落について

補助参加人らの主張は争う。

補助参加人らは，「この点，別件訴訟は，上記（2（2））の通り，争点が複雑・困難かつ多岐に渡ることから，通常の行政訴訟に比して，対応の困難さが相当程度想定された。」と主張する。しかしながら，上でも述べたとおり，別件訴訟で被告香川県は，「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行ったのであるから（甲30），国家賠償法に基づく賠償請求事件である別訴訟においては，仮に弁護士が必要であるとしても，1人の弁護士が「本件条例は努力義務を課したにすぎない。よって原告らには具体的な権利侵害がない。請求は棄却されるべきである。」と主張すれば足りたのである。別件訴

訟が「通常の行政訴訟に比して、対応の困難さが相当程度想定された。」との主張は、別件訴訟で被告香川県が行った主張内容と完全に矛盾する内容である。

イ 第二段落について

補助参加人らの主張は争う。

上でも述べたとおり、別件訴訟で被告香川県は、「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行った（甲 30）。そして、本件条例が努力義務を課した内容にすぎず、香川県には既にガイドラインとして「さぬきっ子の約束」（甲 60）が存在していたのであるから、別訴訟の被告香川県としては、別訴訟が提起されたことを契機として、本件条例を改廃すればよかっただけであるし、仮に別件訴訟の判決で本件条例が違憲であるとの判断が出されて、本件条例の廃止を余儀なくされても、ガイドラインとして「さぬきっ子の約束」（甲 60）が存在しているのであるから、何ら困ることはなかったのである。逆に、元々香川県には、ガイドラインとして「さぬきっ子の約束」（甲 60）が存在しているのであるから、さらに努力義務を課すにすぎない本件条例（甲 30）を制定すること自体が、資源と時間の無駄遣いだったのである。仮に別件訴訟で違憲判決が出されれば、その無駄遣いである本件条例が消えるだけである。何ら問題がないことは明白である。また、別件訴訟の被告香川県も、さらに言えば香川県の県民・住民も、誰も（誰 1 人として）何も失うものはなかったことは明白である。

ウ 第三段落について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

(4) (3)について

ア 第一段落について

補助参加人らの主張は争う。

補助参加人らは「別件訴訟の実態等に見合う額」を具体的に算定すること

は、困難ないし不可能であった。」と主張する。

しかしながら、上でも述べたとおり、別訴訟で被告香川県は、「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行ったのであるから（甲 30），国家賠償法に基づく賠償請求事件である別訴訟においては、仮に弁護士が必要であるとしても、1人の弁護士が「本件条例は努力義務を課したにすぎない。よって原告らには具体的な権利侵害がない。請求は棄却されるべきである。」と主張すれば足りたのである。

すると、補助参加人らが、所属する各弁護士事務所の報酬基準の定めに従えば、別件訴訟の経済的利益の額を別件訴訟において請求額とされている160万円と算定することになることを認めている（3項（1））以上、仮に別件訴訟で弁護士が必要であるとしても、経済的利益の算定は、別件訴訟における原告らの請求金額合計160万円でなければならなかったことは明白である。

イ 第二段落について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

ウ 第三段落について

補助参加人らの主張は争う。

補助参加人らは、所属する各弁護士事務所の報酬基準の定めに従えば、別件訴訟の経済的利益の額を別件訴訟において請求額とされている160万円と算定することになることを認めている（3項（1））。すると、ここで補助参加人らが主張している「算定不能」であるとの主張が、補助参加人らの主張自体と完全に矛盾していることは明白である。

また、宮崎浩二法律事務所の報酬基準15条（経済的利益―算定不能）では、「第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。」と規定しており、そこで引用されている第13条の（1）には、「金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。」と

規定している（他の２名の弁護士の弁護士事務所の報酬基準も同様である。）。すると、補助参加人らは、所属する各弁護士事務所の報酬基準の定めに従えば、別件訴訟の経済的利益の額を別件訴訟において請求額とされている１６０万円と算定することになることを認めている（３項（１））のであるから、別件訴訟において、宮崎浩二法律事務所の報酬基準１５条（経済的利益―算定不能）が適用されないことは明白である（他の２名の弁護士の弁護士事務所の報酬基準も同様である。）。

(5) (4)について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

4 4項について

補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

第3 「第3 結語」について

1 補助参加人らの主張は争う。

原告らの主張は上で述べたとおりである。

以上